

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	3 9 5 4	受 理 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 8 日
件 名	屋外広告物の撤去経費に対する助成等		
要 旨	<p>屋外広告物に関して、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 営利企業が広告物の撤去事業を実施した場合の事業費は経費として経理処理できるが、マンション等任意組合は経費処理できず、事業費全額（数百万円）を組合員が自己負担することになり、物価高騰の折、過大な負担である。任意組合のシンボル（標識）の撤去事業に関し、円滑な事業推進のため事業主体に対して経済的助成措置を検討すること。2 四条河原町に位置する大型電気店の壁面をはじめ企業の広告物が多数散見される。このような大々的な広告物は屋外広告物法、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、京都市が推進する条例に抵触しないのか。また、その根拠を教示すること。		
陳 情 者	ライオンズマンション淀桂川管理組合 理事長 橋満 義満		
回付委員会	まちづくり委員会		